

証券コード 3944

/// 古林紙工株式会社

第90回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2020年3月27日（金曜日）午前10時



場所

大阪市中央区大手通三丁目1番12号

当社本店会議室

（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

決
議
事
項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する
対応策（買収防衛策）の継続の件
- 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の
割当てのための報酬支給の件

目次

第90回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	27
連結計算書類	48
計算書類	51
監査報告	54

証券コード：3944
2020年3月11日

株 主 各 位

大阪市中央区大手通三丁目1番12号
古林紙工株式会社
代表取締役会長兼社長 古林 敬碩

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差しつかえの節は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月26日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------------------------|---|
| 1 日 時 | 2020年3月27日（金曜日）午前10時
（今回の定時株主総会の日が前回の定時株主総会の日 of 応当日と著しく離れた日となっておりますのは、2019年6月27日開催の第89回定時株主総会の決議により、第90期（当期）より事業年度の末日を3月31日から12月31日に変更したためであります。） |
| 2 場 所 | 大阪市中央区大手通三丁目1番12号
当社本店会議室
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。） |
| 3 会議の目的事項
報 告 事 項 | 1. 第90期（2019年4月1日から2019年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第90期（2019年4月1日から2019年12月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第 1 号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第 2 号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第 3 号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |
| 第 4 号議案 | 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件 |
| 第 5 号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件 |

以 上

- 次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.furubayashi-shiko.co.jp/>）に掲載させていただきますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表
なお、監査役および会計監査人が監査をした連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.furubayashi-shiko.co.jp/>）に掲載している連結注記表および個別注記表となります。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.furubayashi-shiko.co.jp/>）に掲載させていただきます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

■ 株主総会参考書類

■ 第1号議案 ■ 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけており、利益配分につきましては経営環境や業績動向を勘案し、安定的にかつ継続的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当該基本方針に基づき、財務状況や今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は27,268,675円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年3月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件			
現任取締役6名は本総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いしたいと存じます。 取締役候補者は次のとおりであります。			
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
1 再任	ふるばやし たかひろ 古林 敬碩 (1942年9月26日生) 	1966年3月 当社入社 1982年7月 当社取締役 1986年7月 当社常務取締役 1994年6月 当社専務取締役 2000年6月 当社取締役副社長 2006年4月 当社代表取締役社長 2012年6月 当社代表取締役会長兼社長（現任） 2014年6月 当社社長執行役員（現任） 【重要な兼職の状況】 複合工業株式会社代表取締役 ライニングコンテナ株式会社代表取締役 台湾古林股份有限公司董事長 上海古林国際印務有限公司董事長 古林紙工（上海）有限公司董事長 古林包装材料製造（上海）有限公司董事長	50,000株
		取締役候補者とした理由 古林敬碩氏は、'82年に当社取締役に就任後、'06年4月から当社代表取締役、'12年からは代表取締役会長兼社長を務めており当社グループの中で培った豊富な経験・実績・見識を有しており、強いリーダーシップによる当社グループ経営の推進に適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
2 再任	ふる ばやし まさ たか 古林 雅 敬 (1977年 2 月 4 日生) 	1999年 4 月 当社入社 2009年 3 月 当社開発本部長兼MD部長 2009年 6 月 当社取締役 2011年 4 月 当社設計計画部長 2012年 4 月 当社第 2 営業本部長兼技術部長 2013年11月 当社常務取締役 当社営業本部長（現任） 2014年 6 月 当社取締役 常務執行役員 2015年 6 月 当社取締役 専務執行役員 2016年 4 月 当社取締役 副社長執行役員（現任） 2017年 7 月 当社デザイン企画部長	19,320株
	取締役候補者とした理由 古林雅敬氏は、'09年に当社取締役に就任後、取締役 常務執行役員、取締役 専務執行役員、取締役 副社長執行役員等を務めております。研究開発部門、営業部門の責任者として豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を経営に活かすことを期待して、同氏を引き続き取締役候補者としております。		
3 再任	みや ざき まさ ゆき 宮崎 正 之 (1957年 7 月 27 日生) 	1981年 4 月 当社入社 2009年 3 月 当社購買部長 2011年 6 月 当社取締役 2012年 4 月 当社生産本部長 2014年 4 月 当社購買本部長（現任） 2014年 6 月 当社取締役 執行役員（現任）	3,200株
	取締役候補者とした理由 宮崎正之氏は入社以来、購買部門、生産部門に従事し、'11年より当社取締役に務めております。生産本部長、購買本部長等を歴任するなど当社グループの中で培った豊富な経験・実績・知識を有しており、その見識等を経営に活かすことを期待して、同氏を引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
4 再任	ふる ばやし よし たか 古林能敬 (1978年6月21日生) 	2010年12月 弁護士登録 2011年 1 月 大船法律事務所（現 弁護士法人プロフェッショ ン）入所 2014年 6 月 当社取締役 内部監査担当（現任） 2016年 1 月 関内法律事務所 入所 2019年 6 月 弁護士法人ＳＹ 代表弁護士（現） 2019年12月 当社 法務担当（現任）	13,000株
	取締役候補者とした理由 古林能敬氏は、'14年より当社取締役を務めており弁護士としての専門的な知識・経験を有し、当社グループの企業価値向上と活性化に努めてまいりましたことから、今後も、職務を適正に遂行することができるものと判断したため同氏を引き続き取締役候補者としております。		
5 再任 社外	ど て うち きよ つぐ 土堤内清嗣 (1949年10月18日生) 	1973年 4 月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱ＵＦＪ銀 行）入行 1998年 5 月 同行東京営業本部第二部長 2002年 1 月 ＵＦＪスタッフサービス株式会社（現 三菱ＵＦ Ｊ人事サービス株式会社）代表取締役 2004年 4 月 株式会社ソフト９９コーポレーション 入社 管理本部長兼人事企画室長 2004年 6 月 同社取締役 管理本部長兼人事企画室長 2005年 6 月 同社常務取締役 マーケティング本部長兼管理本 部長兼人事企画室長 2008年 4 月 同社専務取締役 2010年 6 月 同社退任 2011年 6 月 当社社外監査役 2015年 6 月 当社社外取締役（現任）	0株
	社外取締役候補者とした理由 土堤内清嗣氏は、金融機関で培われた幅広い専門知識と会社役員としての豊かな経験を有しておられ、その幅広い見地から当社経営に対する的確な提言・助言を行っていただけるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
6 再任 社外	なか にし よし まさ 中西克誠 (1942年9月29日生) 	1968年4月 浦賀重工業株式会社（現 住友重機械工業株式会社）入社 1997年4月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌（現 サノヤスホールディングス株式会社）入社 1997年6月 同社取締役 1999年4月 同社常務取締役 2000年4月 同社代表取締役専務 2003年6月 同社代表取締役副社長 2007年6月 同社特別顧問 2008年6月 同社退任 2015年6月 当社社外取締役（現任）	0株
	社外取締役候補者とした理由 中西克誠氏は、長年にわたる会社の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しておられ、その幅広い見地から当社経営に対する的確な提言・助言を行っていただけるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 土堤内清嗣および中西克誠の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 土堤内清嗣および中西克誠の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、土堤内清嗣氏が4年9か月、当社の社外監査役であった期間4年と合わせて8年9か月、中西克誠氏が4年9か月となります。
4. 当社は土堤内清嗣および中西克誠の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任をその職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定められた最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認可決された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は土堤内清嗣および中西克誠の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
6. ・土堤内清嗣氏は過去に当社の社外監査役でありました。中西克誠氏は過去に当社または当社の子会社の業務執行者または役員であった事実はありません。
- ・土堤内清嗣および中西克誠の両氏は、現在または過去5年間に会社法施行規則に定める当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であった事実はありません。
- ・両氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定または過去2年間に受けていた事実はありません。
- ・両氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
1	なか お あき ひこ 中尾 昭彦 (1957年4月8日生)	1980年 3 月 当社入社 1994年 7 月 ライニングコンテナ株式会社 出向 課長 1997年 3 月 当社経営推進室 主査 2002年12月 複合工業株式会社 出向 課長 2010年 3 月 当社経理部 主査 2017年 4 月 当社嘱託（現任）	200株
	補欠監査役候補者とした理由 中尾昭彦氏は、入社以来、当社および子会社の経理部門を担当し長年にわたり管理職として務められて豊富な知識と経験等を有しており、監査役に就任された場合にこれらの経験・知識を活かしていただけるものと判断しております。		
2	よし だ ゆき かず 吉田 之計 (1954年5月15日生)	1989年 4 月 弁護士登録 久保井総合法律事務所入所 1993年 4 月 吉田之計法律事務所開設（現） 2003年 6 月 当社社外監査役 2011年 6 月 当社社外監査役退任 2013年 4 月 大阪弁護士会副会長 2014年 3 月 大阪弁護士会副会長 退任	0株
	補欠の社外監査役候補者とした理由 吉田之計氏は、弁護士としての専門的な知識・経験等を有し、社外監査役に就任された場合にこれらの経験知識を当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただけるものと判断いたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者のうち、中尾昭彦氏は監査役 桑田哲夫氏の補欠の監査役として、また吉田之計氏は、社外監査役 鈴木節男および吉村正機の両氏の補欠の社外監査役として選任いただくことをお願いするものであります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 吉田之計氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 吉田之計氏が社外監査役に就任することとなった場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任をその職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定められた最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 吉田之計氏は過去に当社の社外監査役でありました。

第4号議案 | 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、2008年6月27日開催の第78回定時株主総会において、株主のみなさまのご承認をいただき「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では2017年6月29日開催の第87回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下、継続後の買収防衛策を「現行プラン」といいます。）、その有効期限は、2020年3月開催予定の第90回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社では、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向や様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、現行プラン継続の是非も含めその在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2020年2月13日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主のみなさまのご承認を条件に、現行プランを継続（以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。）することを決定しましたので、お諮りするものであります。

継続にあたっては、以下の点を変更しておりますが、基本的な内容に変更はございません。

- ①新株予約権の行使が認められない者が保有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わない旨を明記しました。
- ②一部語句の修正・整理を行いました。

承認の対象となる本プランの詳細は下記のとおりです。また、会社の支配に関する基本方針につきましては、本招集ご通知46頁から47頁に記載しておりますのでご参照ください。

本プランの内容

1. 本プラン導入の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として本プランを導入することといたしました。

（本プランの概要につきましては、別紙1をご参照ください。）

2. 本プランの対象となる当社株券等の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為とします。（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）

注1：特定株主グループとは、

（i）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。）または、

（ii）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）をいいます。

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会規定（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）を定めるとともに、独立委員会を設置することといたしました。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。なお、本定時株主総会終結の時以降の独立委員には現委員である当社、社外取締役の土堤内清嗣氏、社外監査役の吉村正機氏の2名と社外有識者として弁護士の吉田之計氏が引き続き就任する予定です。（略歴につきましては別紙3をご参照ください。）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、本プランにかかる重要な判断に際しては、当社取締役会は独立委員会に諮問することとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとしします。

注：社外有識者とは、
経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとしします。

4. 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による評価検討を受け、対抗措置発動の是非を問う株主総会が開催される場合には、この株主総会終了後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

(1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

-
- ①大規模買付者の名称、住所
 - ②設立準拠法
 - ③代表者の氏名
 - ④国内連絡先
 - ⑤提案する大規模買付行為の概要
 - ⑥本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

(2) 大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)、①～⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストに従い、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は次のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者および特別関係者を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 当社および当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 当社および当社グループの経営に参画した後に予定する、当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

上記に基づき提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して必要情報がそろうまで追加的に情報提供を求めることがあります。

また、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された必要情報は、株主のみなさまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）を大規模買付者に発送するとともに、独立委員会に対しても必要情報を提出し、その旨を開示いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加的な提供を求めたにもかかわらず、大規模買付者から必要情報の一部について提供がされない場合でも、大規模買付者から必要情報の一部が提供されないことについての合理的な説明がある場合には、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終えることとし、その旨を公表するとともに下記（３）の大規模買付行為についての評価・検討を開始する場合があります。

（３）当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。評価の結果、対抗措置の実施が必要と判断される場合には、その後30日以内に株主総会を開催し、株主のみなさまのご意思を確認させていただきます。従って、大規模買付行為は、株主総会が開催されない場合には取締役会評価期間終了後にのみ、株主総会が開催される場合にはこの株主総会決議後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて独立した第三者である専門家等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主のみなさまへ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が実施された場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が買収防衛を行うため必要かつ相当な範囲で、最も適切と当社取締役会が判断したものを、株主総会を開催して株主のみなさまにご提案し、その過半数の賛意をもって決することといたします。ただし、大規模買付の進展状況に応じて、取締役会が速やかな実行が不可避と判断した場合には、取締役会決議により実行します。この場合は事後、同時点での現任取締役への信任を確認することを議案とする株主総会を開催し、株主のみなさまの賛否を確認することといたします。

当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主のみなさまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主のみなさまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、かつ株主総会の過半数の賛意を得た上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、上記(1)で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ① 真に当社グループの経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- ③ 当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- ④ 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）など、株主のみなさまの判断の機会または自由を制約し、事実上、株主のみなさまに当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥ 大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適当であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、または顧客および公共の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- ⑦ 当社グループの持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社にかかる利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付である場合
- ⑧ 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)または(2)において、当社取締役会が具体的な対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行

うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権無償割当等の中止、または新株予約権無償割当後において、行使期間開始日までの間は、会社による新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

6. 本プランによる株主のみなさまに与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主のみなさまに与える影響等

大規模買付ルールは、株主のみなさまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主のみなさまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主のみなさまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主のみなさまが適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主のみなさまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主のみなさまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主のみなさまに与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主のみなさま（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。以下同様の定義で株主のみなさまと表記します。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを株主総会にお諮りすることまたは対抗措置をとることを決定した場合は、法令および証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を実施する場合には、株主のみなさまは引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主のみなさまに対し、別途ご自身が大規模買付者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家のみなさまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

7. 本プランの適用開始、有効期限および廃止

本プランは、本定時株主総会の決議をもって同日より発効することとし、有効期限は2023年3月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含む）については定時株主総会において承認可決を得ることとします。

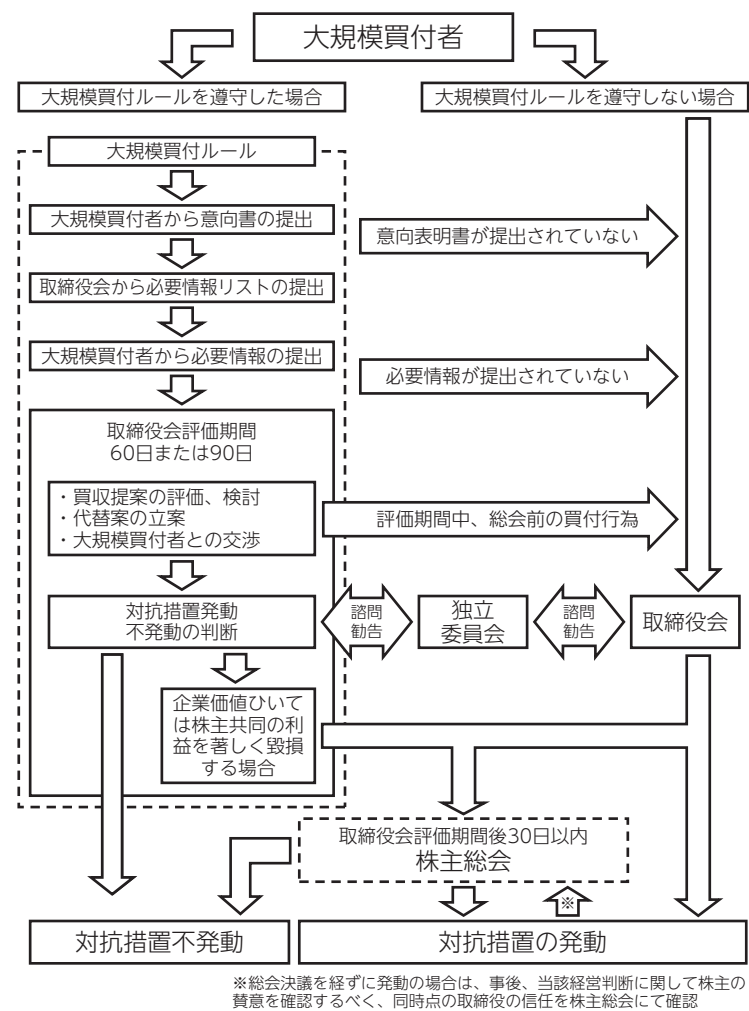
ただし、本プランは、本定時株主総会において承認可決され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中に、本プランに関する法令、証券取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合または誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合に限り、株主のみなさまに不利益を与えない場合には、独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

以上のように、当社取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示します。

以上

(別紙1) 本プランの概要



(注) 本図はあくまでもイメージであり、本プランの詳細につきましては本文をご参照ください。

以上

(別紙2) 独立委員会規定の概要

1. 独立委員会の設置

独立委員会は当社取締役会の決議により大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、その客観性、公正さおよび合理性を担保することを目的として設置される。

2. 独立委員会の構成

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。独立委員の業務執行からの独立に関しては、本人または3親等以内の血縁者が過去3年以内に当社従業員または取締役としての業務経験が無く、かつ任期中および退任後3年以内に本人または同様の近親者が当社の業務に従事する予定が無いことを条件とする。また社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいう。

3. 独立委員会への委任事項

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。

4. 独立委員会による外部専門家利用

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。

5. 独立委員会の決議

独立委員会は3名以上の出席を持って成立とし、独立委員会の決議は、出席した委員の過半数をもってこれを行う。

以上

(別紙3) 独立委員会委員の略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

吉田 之計

略歴

1989年 4月 弁護士登録 久保井総合法律事務所入所
1993年 4月 吉田之計法律事務所開設 (現)
2003年 6月 当社社外監査役
2011年 6月 当社社外監査役 退任
2013年 4月 大阪弁護士会副会長
2014年 3月 大阪弁護士会副会長 退任

土堤内 清嗣

略歴

1973年 4月 株式会社三和銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行
1998年 5月 同行東京営業本部第二部長
2002年 1月 UFJスタッフサービス株式会社
(現 三菱UFJ人事サービス株式会社) 代表取締役
2004年 4月 株式会社ソフト99コーポレーション 入社
管理本部長兼人事企画室長
2004年 6月 同社 取締役 管理本部長兼人事企画室長
2005年 6月 同社 常務取締役 マーケティング本部長兼管理本部長兼人事企画室長
2008年 4月 同社 専務取締役
2010年 6月 同社 退任
2011年 6月 当社社外監査役
2015年 6月 当社社外取締役 (現任)

吉村 正機

略歴

2003年 10月 あずさ監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所

2008年 10月 株式会社KPMG FAS 入社

2013年 1月 ビジネスアスリート株式会社 代表取締役（現任）

2016年 10月 株式会社フルジェンテ 代表取締役（現任）

2017年 7月 内藤証券株式会社 社外監査役（現任）

2019年 6月 当社社外監査役（現任）

上記の各委員予定者と当社との間には特別な利害関係はありません。

なお、社外取締役土堤内清嗣氏および社外監査役吉村正機氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以上

(別紙4) 新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる。なお、新株予約権の行使が認められない者が保有する新株予約権を当社が取得する場合、その対価としての現金の交付は行わないこととする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の取締役の報酬等の額は、2013年6月27日開催の第83回定時株主総会において、年額3億円以内とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主のみなさまとの一層の価値共有を進める事を目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に對して支給する金銭報酬の総額は年額6,000万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、同じく6名（うち社外取締役2名）となります。

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとします。本制度により当社が対象取締役に對して発行または処分される普通株式の総数は年2万株を上限とします。但し、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものとします。

なお、本制度に基づき対象取締役に對して発行または処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、これによる普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、退任または退職等した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由により退任または退職等した場合〔または死亡により退任または退職等した場合〕、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本役務提供期間が満了する前に、正当な理由によらず退任または退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

なお、本制度により対象取締役役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

(ご参考)

当社は、本総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合には、当社執行役員に対しても上記と同内容の本制度を導入する予定であります。

以上

当社は2019年6月27日に開催の第89回定時株主総会で、「定款一部変更の件」が承認されたことを受けて、当連結会計年度より決算日を3月31日から12月31日に変更いたしました。これに伴い、経過期間となる当連結会計年度は、当社ならびに3月決算であった連結対象会社は2019年4月1日から2019年12月31日までの9か月間を、12月決算であった連結対象会社は2019年1月1日から2019年12月31日までの12か月間を連結対象期間とする変則的な決算となっております。そのため参考値として、当連結会計年度と同一期間となるように組み替えた前年同期（以下、「調整後前年同期」という。）による比較情報を記載しております。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費は持ち直しの動きを見せております。消費増税に伴う駆け込み需要と反動減については政府の各種対策もあり、前回の消費増税時より影響は少なく収まりました。雇用・所得環境も引き続き堅調に推移しました。一方で原材料費高に加え相次ぐ自然災害の影響、米中を中心とした通商問題、東アジアや中東での地政学的リスクの懸念など景気の先行きは不透明な状況が続きました。

中国では、政策による下支えで景気が底入れに向かっております。雇用・所得環境は安定し、個人消費は堅調に推移しました。一方で米中貿易摩擦の影響や世界経済の停滞感により輸出が伸び悩むなど厳しい状況が続きました。

このような状況の中、当社グループにおきましては、「包装を通じて社会に奉仕します」の社是に則り、当社グループ一体でお客様の環境に則した事業活動を推進するとともに、「優秀な製品」「確実な納品」「適正な価格」の造り込みを進めてまいりました。

生産部門では、生産人員への教育により生産技術を高めるとともに現有設備の維持・改良に努め、お客様の要求される品質に应运てきました。その技術を背景に、営業部門はお客様の意思を聴取し受注活動に邁進してまいりました。全社一体となってお客様と締結した個別契約の要求基準を満たす製品を生産し、確実な納品を徹底してまいりました。

また、当社グループでは、E S Gを経営の根幹に据え、事業を通じて社会的課題の解決を図るよう努めております。その中で、設計技術の向上と生産性の向上に取組み、結果として当社では原油換算エネルギー原単位で前年同期比5.4%削減、製造高に占める原紙購入量比で前年同期比2.4%効率化、故紙原紙重量原単位で1.2%削減と、より少ないエネルギーとより少ない素材をより無駄なく製品化することで環境負荷低減に貢献いたしました。

その結果、当連結会計年度の業績は次のとおりであります。

売上高			営業利益		
第89期 2019年3月期 (調整後)	調整後 前期同期比 8.6%増	第90期 2019年12月期	第89期 2019年3月期 (調整後)	調整後 前期同期比 22.0%増	第90期 2019年12月期
13,490百万円		14,653百万円	608百万円		741百万円
経常利益			親会社株主に帰属する当期純利益		
第89期 2019年3月期 (調整後)	調整後 前期同期比 22.0%増	第90期 2019年12月期	第89期 2019年3月期 (調整後)	調整後 前期同期比 26.6%増	第90期 2019年12月期
622百万円		758百万円	415百万円		525百万円

部門別の営業の概況は、次のとおりであります。

〈印刷紙器部門〉

当部門は当社グループの主力部門で、菓子、食品、石鹼洗剤、日用雑貨品等の消費財用カートンが含まれておりますが、その売上高は135億6千4百万円となりました。これは、調整後前年同期比8.9%増であります。

〈プラスチック包材部門〉

当部門には、複合成型容器およびフィルム包材が含まれておりますが、その売上高は10億3千6百万円となりました。これは、調整後前年同期比6.6%増であります。

〈その他の部門〉

当部門には、内容物を自動包装する包装システム機械およびその他の諸売上が含まれておりますが、その売上高は5千3百万円であります。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度は、当社グループの所要資金のために、金融機関からの長期借入により650百万円の資金調達を行い、短期借入金128百万円の縮減、長期借入金532百万円の返済、社債600百万円の償還を行いました。

② 設備投資

当連結会計年度中の設備投資はおよそ4億円で、その主なものは、印刷紙器製造設備であります。

(3) 直前三事業年度の財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 87 期 2016.4.1～ 2017.3.31	第 88 期 2017.4.1～ 2018.3.31	第 89 期 2018.4.1～ 2019.3.31	第 90 期 2019.4.1～ 2019.12.31
売 上 高	16,308,848	16,839,358	16,797,600	14,653,411
親会社株主に帰属する当期純利益	350,711	409,100	459,066	525,446
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	31円98銭	377円79銭	422円35銭	481円95銭
総 資 産	16,896,374	18,487,267	18,629,636	18,705,795
純 資 産	7,818,757	8,875,928	9,245,028	9,585,692

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除して算出しております。
2. 当連結会計年度より決算日を3月31日から12月31日に変更いたしました。これに伴い、経過期間となる当連結会計年度は、当社ならびに3月決算であった連結対象会社は2019年4月1日から2019年12月31日までの9か月間を、12月決算であった連結対象会社は2019年1月1日から2019年12月31日までの12か月間を連結対象期間とする変則的な決算となっております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第89期の期首から適用しており、第88期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。
4. 当社は2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合しておりますが、第88期の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、E S G（環境・社会・ガバナンス）を経営の根幹に据え、事業を通じて社会的課題の解決を図るとともに持続可能な開発目標（S D G s）に貢献し、イノベーションを続けることにより変化し続け、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指して、以下の課題に取り組んでまいります。

① 市場と営業活動

当社グループが関わる市場は、狭く浅いものとなっております。これは、社会動向等への関心の薄さが、マーケット知識の不足に結びついた結果であると認識しております。

これらの課題を克服するため、今後伸ばしていくターゲット市場を明確化するとともに、行動計画をベースにした活動を目指してまいります。

営業活動では、市場動向を遅滞なく収集し、目指すべき次の未来にターゲットを絞りこみ、提案をいたします。受注品はお客様との個別契約事項を基に、当社グループの製造キャパシティや工程能力レベルの向上に磨きをかける生産活動につなげてまいります。これにより、お客様から継続的に注文をいただける体制を固め、売上高の増加につなげてまいります。

② 生産体制の強化

営業部門はお客様の意思を聴取し受注活動に邁進しております。設計技術部門は生産・品質の最適性を設計しております。製造技術部門は品質、供給責任、コストの運営管理を行っております。また、同時にさまざまな分野から高いレベルの技術、知識を吸収して社内に移植してまいります。購買・生産部門は最適な生産プロセスに沿って、全社一体となってお客様と締結した個別契約の要求基準を満たすべく、製品を生産し、確実な納品を徹底してまいります。

工場・拠点においては、顧客および職場の従業員の満足度を高めるべく、現場の防虫対策を施すことで衛生的な製品を製造し、場内の物流を自走化することで労働過重の低減を目指すなど最適な作業環境を整えてまいります。製造・販売・管理部門間のコミュニケーションを密にし、人員の配置、導入設備のキャパシティバランスを考慮し、工程バランスが安定した状態に整備してまいります。I Tに関してはホストコンピュータによるバッチ処理を見直し、ペーパーレス化と情報の見える化を進め、事業のスピード化に向けて再構築を進めてまいります。中国ではV O C対策の設備投資を行うとともに、二酸化炭素排出量の低減や有機溶剤の不使用を目指してまいります。

今後、生産高の増加を見据えて、プラント技術部門が主導して、工場・拠点の増強を進めてまいります。工場・拠点を体系的に結合させ、プロセスの品質向上と安定化、製造の自動化による生産性の向上を構築してまいります。

また、中国事業で連結子会社の上海古林国際印務有限公司で合併契約の延長を行い、環境対応として当局の指導に基づき拠点を市街地から郊外へ2020年度中に移転を完了するよう進めております。

③ コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社グループはコンプライアンスの徹底を最重要課題と位置づけております。実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。経営監視機能としては独立性の高い社外取締役2名と社外監査役2名(弁護士、公認会計士各1名)を独立役員として選任しております。弁護士資格を有した社内取締役を選任し、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化を図っております。

④ 人財（人材）の育成

事業の継続的発展には人財の確保と成長が課題であり、めまぐるしく変化する企業を取り巻く環境に対し、「変化対応力」を備えた次世代経営幹部を育成します。そのためにも各拠点に配置を行い、職務の執行に責任を持たせることで経営者マインドを育成してまいります。これにより、いかなる状況にも対応でき得る経営基盤を築いてまいります。

また、政府主導の「働き方改革」に則り、労働時間短縮への取組みを行ってまいりました。報酬給与制度については指名・報酬委員会への諮問・答申を従業員レベルに拡大するよう図ってまいります。また、人材活性化マニュアルの抜本的見直しを進めてまいります。これらの施策により、社員の仕事に対するモチベーションを高めることで、生産性の向上、収益力の向上を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容

印刷紙器	商品包装用紙器、贈答用進物函等の製造、販売
プラスチック包材	樹脂フィルム・金属箔等を素材とする包材、合成樹脂等による複合成型容器の製造、販売
その他	包装システム機械の輸出入ならびに製造、販売

(6) 主要な営業所および工場ならびに使用人の状況

- ① 当社の主要な事業所
 - イ 本社 大阪市
 - ロ 営業所 東京（東京都中央区）、大阪（大阪市）、和歌山（和歌山市）、名古屋（愛知県犬山市）
 - ハ 工場 戸塚（横浜市）、藤井寺（大阪府藤井寺市）、滝野（兵庫県加東市）、和歌山（和歌山市）
- ② 子会社
複合工業株式会社（愛知県犬山市）、ライニングコンテナ株式会社（茨城県猿島郡）、上海古林国際印務有限公司（中国上海市）、古林紙工（上海）有限公司（中国上海市）、古林包装材料製造（上海）有限公司（中国上海市）、台湾古林股份有限公司（台湾新北市）

③ 使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
683名	21名増

(7) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
複 合 工 業 株 式 会 社	75,000千円	100.0%	印刷、加工紙の製造・販売
ライニングコンテナ株式会社	100,000千円	100.0	容器関連の製造・販売
台 湾 古 林 股 份 有 限 公 司	20,000千台湾ドル	80.0	印刷紙器関連の製造・販売
上 海 古 林 国 際 印 務 有 限 公 司	58,050千人民元	60.0	印刷紙器関連の製造・販売
古 林 紙 工（上海）有 限 公 司	76,873千人民元	70.0	印刷紙器関連の製造・販売
古林包装材料製造（上海）有限公司	2,070千人民元	100.0	印刷紙器関連の製造・販売

(注) ライニングコンテナ株式会社は、2019年12月5日付で減資を実施し、資本金は100,000千円となりました。

(8) 主要な借入先

(単位：千円)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	812,500
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	748,750
株 式 会 社 り そ な 銀 行	506,250

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,776,820株
- (3) 株主数 935名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
今 年 明	89千株	8.14%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	60	5.50
H O R I Z O N G R O W T H F U N D	53	4.84
古 林 敬 碩	50	4.58
古 林 昭 子	44	4.02
レ ン ゴ ー 株 式 会 社	42	3.85
丸 三 証 券 株 式 会 社	26	2.36
古 林 楯 夫	25	2.29
D B S B A N K L T D . 7 0 0 1 5 2	21	1.94
日 本 紙 通 商 株 式 会 社	21	1.92

(注) 1. 当社は、自己株式（686,073株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回新株予約権		第 2 回新株予約権	
発行決議日		2015年 6 月26日		2015年 6 月26日	
新株予約権の数		85個		47個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権 1 個につき	8,500株 100株)	普通株式 (新株予約権 1 個につき	4,700株 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない		新株予約権 1 個当たり 166,000円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり (1 株当たり)	205,000円 2,050円)	新株予約権 1 個当たり (1 株当たり)	1,000円 10円)
権利行使期間		2017年 7 月18日から 2020年 7 月17日まで		2015年 7 月18日から 2025年 7 月17日まで	
行使の条件		(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および執行役員等従業員の地位にあることを要するものとする。 (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。		(1) 新株予約権者は、下記 (2) の場合を除き、新株予約権の割当日の翌日から 3 年間の期間は新株予約権を行使できないものとする。 (2) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した場合に限り、(1) の規定にかかわらず、地位喪失の日の翌日から上記新株予約権の行使期間の満了日まで新株予約権を行使できるものとする。	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	70個 7,000株 3名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	42個 4,200株 3名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	－個 －株 －名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	－個 －株 －名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	15個 1,500株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	5個 500株 1名

(注) 当社監査役保有分は、新株予約権発行時に当社取締役の地位にあった時に付与されたものであります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2019年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 社 長 執 行 役 員	古 林 敬 碩	複合工業株式会社代表取締役 ライニングコンテナ株式会社代表取締役 台湾古林股份有限公司董事長 上海古林国際印務有限公司董事長 古林紙工（上海）有限公司董事長 古林包装材料製造（上海）有限公司董事長
取 締 役 副 社 長 執 行 役 員	古 林 雅 敬	営業本部長
取 締 役 執 行 役 員	宮 崎 正 之	購買本部長
取 締 役	古 林 能 敬	内部監査担当 兼 法務担当 弁護士
取 締 役	土 堤 内 清 嗣	
取 締 役	中 西 克 誠	
監 査 役（常勤）	桑 田 哲 夫	
監 査 役	鈴 木 節 男	弁護士
監 査 役	吉 村 正 機	公認会計士

- (注) 1. 取締役 土堤内清嗣および中西克誠の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 鈴木節男および吉村正機の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 土堤内清嗣および中西克誠、監査役 鈴木節男および吉村正機の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 鈴木節男氏は弁護士としての専門的な知識・経験を有されております。
5. 監査役 吉村正機氏は公認会計士としての財務および会計に関する高度な専門知識・経験と企業経営者としての豊富な経験・見識を有されております。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任をその職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定められた最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取 (うち社外取締役)	8名 (2名)	85,980千円 (5,400千円)
監 (うち社外監査役)	5名 (3名)	7,875千円 (4,125千円)
合 (うち社外役員)	13名 (5名)	93,855千円 (9,525千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記のほか、2013年6月27日開催の第83回定時株主総会における役員退職慰労金打切り支給決議に基づき、当事業年度に退任した取締役1名および監査役1名に対し、退職慰労金3,750千円(うち社外監査役600千円)を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	土 堤 内 清 嗣	当事業年度に開催された12回の取締役会すべてに出席し、8回の経営戦略会議すべてに出席し、金融機関で培われた専門知識と会社役員としての豊富な経験と見識から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
取 締 役	中 西 克 誠	当事業年度に開催された12回の取締役会すべてに出席し、8回の経営戦略会議すべてに出席し、会社役員としての豊富な経験と見識から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
監 査 役	鈴 木 節 男	当事業年度に開催された12回の取締役会すべてに出席し、8回の経営戦略会議すべてに出席し、5回の監査役会すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
監 査 役	吉 村 正 機	2019年6月27日就任以降、当事業年度に開催された9回の取締役会のうち8回に出席し、6回の経営戦略会議のうち5回に出席し、4回の監査役会すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地と企業経営者としての豊富な経験と見識から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 ネクサス監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社3社については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制につきましては、以下のとおりであります。

- (1) 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・マニュアルを作成し、企業行動憲章、行動基準等を定め、当社およびグループ会社の取締役および使用人に配布の上研修会等を実施し、周知徹底することにより、コンプライアンスの知識を高め、企業倫理を尊重する意識を醸成する。
 - ② 当社の取締役会の下にコンプライアンス委員会を置き、当社の代表取締役社長を委員長とする。また、その実行を図るため、事務局を設置し、当社の執行役員総務部長をその責任者とする。
 - ③ 当社およびグループ会社における法令上疑義のある行為について、使用人が直接通報する窓口を設置し運用する。
 - ④ 当社およびグループ会社では、反社会的勢力との関係は法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。
- (2) 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社およびグループ会社は、取締役の重要な意思決定または取締役に対する重要な報告に関しては、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。
- (3) 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社およびグループ会社の損失の危険を管理するため、当社の取締役会の下に委員会としてISO（品質・環境）実施委員会やJ-SOX推進委員会等を置き、当社の代表取締役社長を委員長とする。
 - ② 当社およびグループ会社では、各委員会にて、全社的な観点から損失の危険を管理するためコンプライアンス・マニュアルをはじめとした文書等を制定し、運用を行う。
 - ③ 当社およびグループ会社の各事業部門は、それぞれの部門に関する損失の危険を管理する。当社およびグループ会社の各事業部門の責任者は、定期的にその管理の状況を執行役員会や各委員会に報告する。

- (4) 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社およびグループ会社は取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
 - ② 当社およびグループ会社の経営方針および経営戦略に係る策定・承認・執行報告については、経営戦略会議において議論を行い、相互牽制を行う。
 - ③ 当社およびグループ会社では、事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役会規定等を見直し、取締役の役割分担を明確にしていく。
 - ④ 当社およびグループ会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規定等においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続きを定めるものとする。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 企業集団全体としては、企業行動憲章、行動基準を含めた内部統制体制を共有し、当社の内部監査室が主体となり遵守状況の報告および内部監査の実施による指導体制の構築に努める。
 - ② 当社およびグループ会社においては業務の適正を確保するべく、当社の内部監査室が主体となり遵守状況の報告、内部監査および会社法上要請される内部統制の有効性に関する監査の連携を保つ。
 - ③ グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引については、必要に応じてコンプライアンス委員会で審査する。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社およびグループ会社は、財務報告に係る内部統制に対応するため、金融商品取引法に基づいた全社的な内部統制および業務プロセスに係る内部統制等を整備しております。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役が補助する使用人を求めた場合、監査役室に必要な人員を配置する。
 - ② 任命を受けた使用人は監査役の指示に従い、監査上必要な情報の収集の権限を持って業務を行う。

-
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役室の使用人の人事異動、懲戒等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
 - ②前項の使用人の人事評価については、常勤監査役が行うものとする。
- (9) 当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制および報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役会の定めるところに従い、当社の各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
 - ②当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、当社およびグループ会社の取締役および使用人の違法または不正な行為を発見したとき、その他当社の監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社の監査役に報告する。
 - ③当社は当該報告を監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役がその職務の執行につき、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務の処理を行う。
- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①当社およびグループ会社の取締役および使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備する。
 - ②当社およびグループ会社の代表取締役との定期的な意見交換を行い、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要につきましては、以下のとおりであります。

- (1) 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況
 - ・コンプライアンス・マニュアルに基づき、平素より当社およびグループ会社の取締役および使用人に周知徹底を図っております。
 - ・3か月ごとにコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの状況を確認しております。
 - ・法令上疑義のある行為について、内部通報規定に基づき、社内については事務所コンプライアンス担当者またはコンプライアンス事務局、社外については久保井総合法律事務所での通報を受け、対応できる体制をとっております。
- (2) 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制の運用状況
 - ・情報管理規定や文書管理規定等に基づき、適切に保管・管理しております。
- (3) 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制の運用状況
 - ・ISOやJ-SOXの中で規定を設け、それに則って管理をしております。
 - ・損失の危険に対しては、月1回開催する執行役員会で適宜報告、議論を行っております。
- (4) 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況
 - ・取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、業務の進捗について議論するとともに、経営に関する重要事項について審議し決定しております。
 - ・経営戦略会議を月1回開催し、経営方針および経営戦略に係る事項について議論し、策定・承認を行い、また執行報告を受け相互牽制を行っております。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況
 - ・当社の内部監査室が内部監査を計画的に実施し、その結果を取締役会に報告しております。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制の運用状況
 - ・内部監査室による内部監査の手続きを経て、財務報告に係る内部監査担当役員のもと有効性に関する評価を実施し、その結果を取締役会に報告しております。

-
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項の運用状況
- ・ 監査役の求めに応じ、直接指示された使用人が監査役の職務を補助しております。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項の運用状況
- ・ 監査役の職務を補助する際には、監査役の指揮命令に従っております。
- (9) 当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制および報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の運用状況
- ・ 監査役会の定めるところに従って、随時報告を行っております。
 - ・ 報告した者への取扱いは、内部通報規定の中で規定し、通報したことを理由とした報復行為から保護しております。
- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項の運用状況
- ・ 監査役が職務の執行のために生ずる費用については、速やかに処理しております。
- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況
- ・ 監査役は、取締役会をはじめとした重要な経営会議に参加し、必要があるときは意見を述べております。
 - ・ 監査役は、内部監査室と随時連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務を遂行しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

Ⅰ. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。これらの大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも少なくありません。

株主総会での議決権の行使等により会社を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、会社を支配する者として不適切であると考えます。

Ⅱ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルールを設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策としております。

Ⅲ. 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、上記Ⅰ.の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則」を充足しています。また、2008年6月30日に経済産業省企業価値研究会から発表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主のみが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入したものです。

本プランの継続は、株主のみなさまのご意思によっては廃止も可能であることから、株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 株主意思を反映するものであること

本プランは有効期間の満了前であっても、株主総会において廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されることになり、株主のみなさまのご意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(5) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。従って、デッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年と定めているため、スローハンド型買収防衛策でもありません。

なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

■ 連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,886,903	流 動 負 債	7,082,199
現 金 及 び 預 金	1,501,226	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,167,441
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	4,988,815	短 期 借 入 金	860,000
た な 卸 資 産	1,217,610	一 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	751,000
そ の 他	183,368	リ ー ス 債 務	56,244
貸 倒 引 当 金	△4,116	未 払 法 人 税 等	105,685
固 定 資 産	10,818,892	未 払 金	826,552
有 形 固 定 資 産	4,359,702	賞 与 引 当 金	43,900
建 物 及 び 構 築 物	694,314	そ の 他	271,377
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,675,596	固 定 負 債	2,037,904
土 地	1,688,808	長 期 借 入 金	997,000
リ ー ス 資 産	60,262	リ ー ス 債 務	47,482
建 設 仮 勘 定	160,429	繰 延 税 金 負 債	834,224
そ の 他	80,294	退 職 給 付 に 係 る 負 債	104,525
無 形 固 定 資 産	64,630	資 産 除 去 債 務	2,820
投 資 そ の 他 の 資 産	6,394,561	そ の 他	51,853
投 資 有 価 証 券	5,623,215	負 債 合 計	9,120,103
退 職 給 付 に 係 る 資 産	368,785	純 資 産 の 部	
繰 延 税 金 資 産	24,435	株 主 資 本	5,620,127
そ の 他	379,285	資 本 金	2,151,240
貸 倒 引 当 金	△1,160	資 本 剰 余 金	1,393,222
資 産 合 計	18,705,795	利 益 剰 余 金	3,017,861
		自 己 株 式	△942,196
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,052,829
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,647,767
		為 替 換 算 調 整 勘 定	278,874
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	126,188
		新 株 予 約 権	12,609
		非 支 配 株 主 持 分	900,126
		純 資 産 合 計	9,585,692
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	18,705,795

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書 (2019年4月1日から2019年12月31日まで)		(単位：千円)
科 目	金 額	金 額
売 上 高		14,653,411
売 上 原 価		12,076,126
売 上 総 利 益		2,577,285
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,836,038
営 業 利 益		741,247
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	18,235	
受 取 配 当 金	79,727	
そ の 他	22,921	120,884
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,432	
そ の 他	89,264	103,695
経 常 利 益		758,436
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	345	345
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		758,781
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	212,466	
法 人 税 等 調 整 額	53,727	266,193
当 期 純 利 益		492,588
非支配株主に帰属する当期純損失		32,858
親会社株主に帰属する当期純利益		525,446

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2019年12月31日まで) (単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当連結会計年度期首残高	2,151,240	1,392,925	2,546,928	△943,569	5,147,524
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△54,512		△54,512
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			525,446		525,446
自 己 株 式 の 処 分		297		1,373	1,670
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	297	470,933	1,373	472,603
当連結会計年度末残高	2,151,240	1,393,222	3,017,861	△942,196	5,620,127

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 予 約 株 権	非 支 配 主 持 株	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	2,632,433	332,590	156,812	3,121,835	14,614	961,055	9,245,028
当連結会計年度変動額							
剰 余 金 の 配 当							△54,512
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							525,446
自 己 株 式 の 処 分							1,670
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	15,334	△53,716	△30,624	△69,006	△2,005	△60,928	△131,939
当連結会計年度変動額合計	15,334	△53,716	△30,624	△69,006	△2,005	△60,928	340,664
当連結会計年度末残高	2,647,767	278,874	126,188	3,052,829	12,609	900,126	9,585,692

■ 計算書類

貸借対照表 (2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,536,166	流 動 負 債	6,107,280
現 金 ・ 預 金	568,060	支 払 手 形	317,849
受 取 手 形	157,941	買 掛 金	3,181,057
売 掛 金	3,878,373	短 期 借 入 金	860,000
製 品 ・ 商 品	313,569	一 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	751,000
材 料 ・ 貯 蔵 品	25,095	リ ー ス 債 務	55,028
仕 掛 品	101,639	未 払 金	685,563
そ の 他	492,642	未 払 費 用	79,726
貸 倒 引 当 金	△1,153	未 払 法 人 税 等	84,400
固 定 資 産	10,619,608	賞 与 引 当 金	36,000
有 形 固 定 資 産	2,625,079	そ の 他	56,657
建 物	399,657	固 定 負 債	2,027,195
構 築 物	16,510	長 期 借 入 金	997,000
機 械 装 置	511,881	一 年 内 返 済 予 定 借 入 金	46,491
車 両 運 搬 具	2,206	繰 上 げ 償 還 債 務	929,031
工 具 器 具 備 品	43,931	繰 上 げ 償 還 債 務	2,820
土 地	1,574,953	繰 上 げ 償 還 債 務	51,853
リ ー ス 資 産	58,057	負 債 合 計	8,134,475
建 設 仮 勘 定	17,885	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	1,023	株 主 資 本	5,360,923
投 資 そ の 他 の 資 産	7,993,506	資 本 金	2,151,240
投 資 有 価 証 券	5,614,015	資 本 剰 余 金	1,393,222
関 係 会 社 株 式	506,971	資 本 準 備 金	380,994
関 係 会 社 出 資 金	1,348,675	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,012,229
前 払 年 金 費 用	187,010	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,000,000
そ の 他	337,994	自 己 株 式 処 分 差 益	12,229
貸 倒 引 当 金	△1,160	利 益 剰 余 金	2,758,657
資 産 合 計	16,155,773	利 益 準 備 金	244,661
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,513,996
		繰 上 げ 償 還 債 務	2,513,996
		自 己 株 式	△942,196
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,647,767
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,647,767
		新 株 予 約 権	12,609
		純 資 産 合 計	8,021,299
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	16,155,773

損益計算書 (2019年4月1日から2019年12月31日まで) (単位：千円)		
科 目	金 額	金 額
売 上 高		10,731,765
売 上 原 価		9,211,975
売 上 総 利 益		1,519,789
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		996,012
営 業 利 益		523,777
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	120,386	
そ の 他	37,476	157,862
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,953	
そ の 他	69,371	84,324
経 常 利 益		597,315
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	345	345
税 引 前 当 期 純 利 益		597,660
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	127,979	
法 人 税 等 調 整 額	49,852	177,831
当 期 純 利 益		419,829

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2019年12月31日まで)											(単位：千円)
	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金			自 己 株	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金		資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
			そ の 他 資 本 剰 余 金	自 己 株 式 処 分 益			繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	2,151,240	380,994	1,000,000	11,931	1,392,925	244,661	2,148,679	2,393,340	△943,569	4,993,936	
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当							△54,512	△54,512		△54,512	
当 期 純 利 益							419,829	419,829		419,829	
自 己 株 式 の 処 分				297	297				1,373	1,670	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	297	297	－	365,317	365,317	1,373	366,987	
当 期 末 残 高	2,151,240	380,994	1,000,000	12,229	1,393,222	244,661	2,513,996	2,758,657	△942,196	5,360,923	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	2,632,433	2,632,433	14,614	7,640,983
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△54,512
当 期 純 利 益				419,829
自己株式の処分				1,670
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	15,334	15,334	△2,005	13,329
当 期 変 動 額 合 計	15,334	15,334	△2,005	380,316
当 期 末 残 高	2,647,767	2,647,767	12,609	8,021,299

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書	
古 林 紙 工 株 式 会 社 取 締 役 会 御 中	2020年2月10日
ネクサス監査法人	
代 表 社 員 業務執行社員	公認会計士 藤 井 栄 喜 ㊞
代 表 社 員 業務執行社員	公認会計士 原 田 充 啓 ㊞
代 表 社 員 業務執行社員	公認会計士 高 谷 和 光 ㊞
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、古林紙工株式会社の2019年4月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。	
連結計算書類に対する経営者の責任	
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。	
監査人の責任	
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。	
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。	
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。	
監査意見	
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、古林紙工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。	
利害関係	
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。	
以 上	

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書			
古 林 紙 工 株 式 会 社		2020年2月10日	
取 締 役 会 御 中		ネクサス監査法人	
代 表 社 員	公認会計士	藤 井 栄 喜	㊞
業務執行社員			
代 表 社 員	公認会計士	原 田 充 啓	㊞
業務執行社員			
代 表 社 員	公認会計士	高 谷 和 光	㊞
業務執行社員			
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、古林紙工株式会社の2019年4月1日から2019年12月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。			
計算書類等に対する経営者の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。			
監査人の責任 当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
監査意見 当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。			
利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。			
以 上			

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2019年12月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。	
2. 監査の結果	
(1) 事業報告等の監査結果	
①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。	
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。	
③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。	
④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。	
(2) 計算書類及びその附属明細書、並びに連結計算書類の監査結果	
会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。	
2020年2月12日	
古林紙工株式会社 監査役会	
常勤監査役 桑 田 哲 夫 ㊞	
社外監査役 鈴 木 節 男 ㊞	
社外監査役 吉 村 正 機 ㊞	

以 上

メ モ

株主総会会場ご案内略図

大阪市中央区大手通三丁目1番12号
当社本店会議室

